

くすの木会（同窓会）規約

第1条 名称

本会は「くすの木会」と称し、本会事務局は山口大学教育学部附属特別支援学校におく。

第2条 目的

本会は会員相互の親交と理解を深め、会員が生涯豊かな生活を送れるように援助することを目的とする。

第3条 会員

本会の会員は、特別支援学校、附属山口小・附属山口中特殊学級の卒業生及び在籍した者（本人）とその保護者のうち、本会の趣旨に賛同する者で構成する。ただし、原則として本人とその保護者とで一会員とする。

第4条 役員

- 会長…会員（卒業生）の中から総会において、1名選出する。
- 副会長…会員（卒業生）の中から総会において、男女各1名ずつ選出する。
- 幹事…各卒業年度から1名（卒業生とその保護者）ずつ選出する。
- 書記・会計…幹事の中から1名、本校関係職員から1名選出する。
- 顧問…学校長及び関係教職員

第5条 役員の任務

会員の任期は1年とし、その職務は次の通りである。

- 会長は、会をまとめ運営する。
- 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは代理する。
- 幹事は、会の目的に沿ったことを会の中心になって企画・運営する。
- 顧問は、会の企画・運営について相談を受ける。

第6条 総会

総会は、毎年1回以上開き、事業や会計、役員の改選などを決める。

第7条 事業

本会は、会の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員名簿の作成。
- ② 会員への連絡。
- ③ 学校行事への参加や援助。
- ④ 会員の懇話会・親睦会の開催。
- ⑤ その他、必要と認められること。

第8条 会計

本会の会計は、入会金3,000円と、寄付金、その他の収入をもってあてる。

本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条 規約の改正

本会の規約の改正は、総会において行う。

第10条 付則

この規約は、平成20年7月13日から実施する。